

ささえ

浅田達雄さんを支援する会

第36号

発行日：2015年3月27日
発行責任者：吉野 一 正

カンパ振込口座

ゆうちょ口座：記号 15470
番号 17910371
口座名：浅田達雄さんを支援する会
(ATM利用は手数料無料)

振替口座：01240-8-3168
口座名：障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(通信欄に「浅田訴訟」と明記のこと)

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館
【事務局】 障岡連事務局内 浅田達雄さんを支援する会
TEL/FAX (086) 254-5866 (通話は金曜日 13:30~)

浅田訴訟第9回口頭弁論(3月25日)の報告

3月25日(水)11:30より、第9回口頭弁論が岡山地裁で開廷しました。以下、いつものように弁護団の古謝弁護士からの報告です。

浅田訴訟関係者各位

(特に、岡山以外の先生方ご参照)

古謝です。いつもお世話になっております。

さて、本日、第9回口頭弁論が開かれたので、その概要をご報告いたします。

まず、被告が準備書面(6)を陳述し、原告が準備書面7を陳述し、甲30~44を提出しました。

そして、原告代理人の呉先生が準備書面7の要旨について意見陳述(3ページ)しました。

その後、原告代理人の金馬先生が被告側に対し、準備書面(6)の中で分かりにくいところを質問し、「イエスカノーカ」を口頭で回答するように求めたのですが(後述の内容)、被告側代理人は「書面で回答する」との発言に終始しました。

そこで、原告側として、早急に求釈明申立書を出し、被告側がこれに対して回答することとなりました(書面を受け取ってから3週間以内に)。

また、被告側として、準備書面7に対する反論があれば、次回までに主張することになりました。

裁判長からは、もう1回書面のやりとりをしたところで、裁判所として争点整理をしたいとの考えが示されました。

また、原告代理人の呉先生から裁判所に対し、裁判官が交代する次回期日に、浅田さんの生活実態を録画した映像を法廷で調べてほしい、と伝えました。

被告側代理人はこれに対し、主張整理の後でなら構わないが、現段階ではいかがか、という反論が出されました。

裁判長からは、必要性等について検討したい、との返事がありました。

次回期日は5月20日(水)午前11時半からとな

傍聴者：33名

報告集会参加者：41人

原告、被告のノリクナリに Yes or NOを迫る!

りました。以上、簡単ですが、ご報告いたします。

【求釈明書で求めることは?】

- 1 金馬弁護士案を中心に下記のことからについて、弁護団で求釈明書の作成を急いでいます。「被告に異議があるものがあれば、その点についての被告の主張と根拠を示して簡潔に述べていただきたい」と。

記

金馬弁護士



- ① 介護保険法に基づく介護においては、介護の待機時間としての見守りは予定されていない。
- ② 自立支援法の上の乗せ給付時間数が定まれば、上乗せ給付の決定をする。
- ③ 介護保険法による給付については、居宅サービス計画の作成がなければ 利用時間が定まらない。
- ④ 原告の従前の支給内容がわかっても、③の利用時間を定めることができない理由は、小規模多機能型居宅介護を利用する居宅サービス計画も想定されるからである。
- ⑤ 原告の従前の支給を考慮して、介護保険から支給される最大限の給付時間数を計算することはできる。
- ⑥ 従前支給されていた時間数から⑤の最大限の時間数を差し引けば、計算上は、自立支援給付の最小限の上乗せ時間数を導くことはできる。
- ⑦ 自立支援給付の上乗せ時間が確定しない以上は、⑥の最小限の上乗せ部分についても支給してはならない。
- ⑧ ⑦の最小限の上乗せ部分を支給することもでき

るが、本件においては相当でない。

2 上記1の⑦か⑧を是認された場合にはその根拠を示していただきたい。以上は検討している最中です。

閉廷後、弁護士会館ホアイエで報告集会を開催しました。

冒頭 呉弁護団長がこの日の口頭弁論について、①前述のことを補足しながら説明。②併せて原告が提出していた準備書面7が「自立支援法の応益負担等を抜本的に改善目指す運動による経過と成果を裁判所にきちんと理解してもらうことが必要」とこの書面を用意した。③この書面を用意する段階で、支援法違憲訴訟の原告として闘った清水博さんが急逝されたに連れ、彼の残してくれたことをこの訴訟でも引き継いで、制度の抜本改善と浅田さん勝利を勝ち取らないといけないことを皆さんと共に共有したい。④今後のことで前述の求釈明書を急ぎ作成し、被告の「イエスカノーカ」を求め、その上で、次回5月20日の第10回口頭弁論から裁判官が変わることに併せて原告の主張を改めて行う。その際、浅田さんの1日の生活を30分程度にまとめたビデオを裁判官に見せて理解を深めてもらえるよう清水さんの意志を継ぎながら準備したい。

中島世話人代表は「今日の法廷でのやり取りはあれ以上深めることができないのか、裁判もわからないと思うが」と尋ねたことに、

光成弁護士は「現裁判長はここで転勤。わからなくても彼には支障はない。新しい裁判長は判決を書く上でわからないことがあること支障をきたすので、違った対応になるのでは？」

このあと参加者からの質問・意見がありました。

原告浅田さんの本日の感想は、「岡山市が前回の答えを出してくれるのではと思いましたが、全くの期待外れで残念でした」と語気を荒げて感想を述べました。



原告浅田さん

福岡から駆け付けた全国肢障協の運営委員石松さん

岡山市のやり方は社会保障の理念を裏切るもので「浅田さんの闘いは、人としての存在を勝ち取る闘いだ」と。石松さんは昨年8月、65歳になり現在介護保険要介護6と支援法区分5で保険介護と支援法介護を受けながら生活している。介護保険13000円の負担をしている。この生活で思うことは、一つは重度訪問介護は「社会参加をする上で障害者にとって固有の



福岡の石松さん



2015.3.25 第9回口頭弁論報告集会

支援・権利だ」。他方、介護保険法は加齢によって生じる困難性を介護によって補う補完制度です。制度の違うものを無理矢理、一方で代替させる厚労省のやり方は到底許すことができない。浅田裁判が勝利してこの不当さを解決させために、私どもも28日に「65歳高齢障害問題検討会議」主催の学習会に光成先生、浅田さんを招いて学習会を開きます。がんばりましょう。

ケアマネの佐藤さん

65歳になって高齢者が介護を受ける際にもいろいろ困難な問題があります。障害者が高齢者になって両方の制度で悩まなくても済むことはできないかと参加させてもらったが、行政のありようによって異なり、すっきりはなかなかしないものだと感じています。



ケアマネ佐藤さん

福祉オンブズの香川の横山さんから

浅田さんへの質問

浅田さんは小規模多機能で宿泊していますが、支援法を増やしてもらって宿泊をなくす意志はないのですか。二つには、訪問リハビリを受けていますが、医療費は重度障害者医療制度で助成を受けられないのですか。

浅田さんは、宿泊を利用しているのは支援法の支援量が足りないからです。訪問リハの費用は介護保険ですから、障害者医療費助成制度の対象かどうかかわからないので次回病院にいくくらい掛かっているか調べます。と答えました。

※27日に岡山市・高松市の両方に確認。介護保険利用の医療費(訪問リハ)は、両市とも医療費助成対象外です。介護保険で1割の自己負担がかかります。浅田さんの場合、月額625円(1回)~2498円(4回)となっています。

このあと、この4月から介護保険改悪後、支援法受給ができるかいかなど質問があり、最後に浅田さんが参加者にお礼を述べて終了しました。

意見陳述書

2015年3月25日

岡山地方裁判所第2民事部合議係 御中
原告訴訟代理人弁護士 吳 裕 麻

原告準備書面7に関し、その要旨を以下のとおり陳述します。

- 1 障害者自立支援法は、今から10年前に成立し、その翌年に施行されました。
支援法は、障害者支援を「サービス」と捉え、利用者に応益負担を課すなど、大きな問題を抱えていました。
支援法の下では、障害が重ければ重いほど、利用者負担が大きくなります。
また、障害者支援と、高齢者の介護とは本質が異なるにもかかわらず、介護保険の優先原則を定めていました。
- 2 そのため、障害当事者らは、支援法の制定自体に反対し、制定後も、負担の軽減を求める、廃止を求めるなど反対の声が止むことはありませんでした。
たかが一割の応益負担、と思われるかもしれませんが、障害を抱えて生きること自体が大変な障害者にとって、日々の生活に必要な支援すべてに一律一割の負担を課すことは、障害者やその家族をとことん追い込む結果となるのです。
中には、応益負担が一因となって無理心中を図ったケースまで出ました。
国は、このような反対の声や、応益負担のもたらす弊害を踏まえ、特別対策や緊急措置といった暫定的に負担の軽減を図る措置を繰り返しました。
- 3 しかし、これらの措置もあくまで暫定的なものでしかなく、内容としても不十分だったことから全国で違憲訴訟が提起されました。ここ岡山でも、清水博さんが原告として、自分だけでなく、障害者全体のために立ち上がりました。
- 4 訴訟の結果、当時の民主党政権から、この問題の抜本的解決に向けて和解の打診がなされ、基本合意の締結を経て訴訟は終結しました。
そして、その基本合意には応益負担の廃止に向けた約束がなされ、かつ介護保険優先原則の廃止を求める指摘がなされました。
しかし、国はその後、現在に至るまで、介護保険優先原則を廃止するに至っていないことから、本件訴訟が提起されたものです。
- 5 現在、原告は、利用者負担上限額15,000円とされていますが、上限額を越える額は、いったん原告が負担しなければならない仕組みになっています。
また、介護保険サービスの不十分さを補うために小規模多機能型居宅介護を利用せざるを得なくなったことなどに伴い、従前は負担する必要のなかった食事代、宿泊代、日常生活用具などの負担が生じ、原告を経済的に苦しめています。
これらの問題は、まさに介護保険優先原則がある限り続くものであり、結果、障害者が65歳を迎えても従前と同様の生活を維持できなくしています。
- 6 以上、障害者自立支援法自体に大きな問題があったこと、その問題点については現行法の下においても完全には改善されておらず、原告や全国の障害者を苦しめていることを指摘し、代理人の意見陳述とさせていただきます。

以上

岡山市、支援法介護と介護保険の 併給運用を 「個々の状況に応じた柔軟な対応」に 改善！

浅田さんを支援する会や障岡連加盟団体の昨年6月の議会陳情「併給条件撤廃」の採択、さらに、12月22日同趣旨の全県・他県から寄せられた個人賛同2500余筆、署名団体賛同署名55団体をもって保健福祉局長と交渉するなど「条件撤廃」を求める活動を展開してきました。

岡山市は撤廃を「第2回岡山市障害者施策推進会議」で「併給条件撤廃」を報告する手続きを取って、下記のような内容で併給を2月1日より実施しました。

「・・・現在の運用を見直して、障害の程度・サービスの利用状況・要介護度等、様々な要因を考慮しつつ、障害者の方一人一人の状況に応じた柔軟な対応ができるようにすることとする」(波線事務局)

65歳以上の方の介護量不足を改善！

- ①岡山市在住の障害者は、65歳になっても支援法が併給でき介護不足の状況を大幅に緩和できるようになった。
 - ②65歳以後に、障害者になった人は、障害者手帳を取得し障害区分認定を受けることによって、また、これまで高齢者は使えないと言われていた障害者手帳を所持者の方も障害区分認定を受けることで、支援法介護を介護保険と併給できるようになります。
 - ③さらに、この4月より、介護保険の改悪で視覚障害者の方や知的障害者の方が65歳になって介護保険を申請すると要支援となり支援法の介護量より介護量が少なくなります。この際も併給を求めることができます。
 - ④高齢者で現在、要介護1・2の方が要支援となる方が激増すると言われます。障害者手帳取得ができる場合は併給対象となります。特に認知症の方の介護量をふやすことができるのでは期待できます。
岡山市はこれまでの姿勢から、今回の運用改善を当事者に知らさないのでは心配されます。障岡連は、こうした改善をまず当事者に知らせることを求めています。
- 浅田さんが訴えたお蔭でこうした改善が図られました。まさに浅田訴訟効果といえるのではないのでしょうか？ 障岡連は引き続き浅田訴訟も全力でとりくみます。(以上障岡連ニュース3月号より)